

## 運転免許証の再交付申請手続きについて

運転免許証を紛失又は盗難に遭った方は、最寄りの警察署又は交番若しくは駐在所に届出をしてください。

運転免許証の再交付を受けるまでは、自動車の運転はできませんのでご注意ください。

手続できる 場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転免許証を無くしたとき</li> <li>○ 運転免許証を汚損、破損したとき</li> <li>○ 住所変更等、運転免許証の記載事項を変更したとき</li> <li>○ 運転免許証の「条件」を新たに付与したり、変更したとき</li> <li>○ 運転免許証の写真を変更するとき</li> </ul>	
手続場所	<b>運転免許センター</b>	<b>警察署</b> （秋田市内の3警察署を除く）又は交番 （二ツ井、矢島、にかほ、美郷、増田、羽後）
受付時間等	月曜日から金曜日（平日のみ）	
	※土曜日・日曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続ができません。	
	午前8：30～11：00 午後1：00～3：00	午前9：00～12：00 午後1：00～4：00
	※ 秋田市内の3警察署（秋田中央署・秋田臨港署・秋田東署）では再交付手続ができませんので、秋田市にお住まいの方は 運転免許センターで手続をしてください。	
交 付	即日交付（1時間30分程度）	後日交付（約2週間後）
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請用写真 1枚 ※ 縦3cm×横2.4cm、無帽、正面、上三分身、無背景のもので申請前6か月以内に撮影したもの ※ 写真の詳細については、<a href="#">写真の基準</a>を参照してください。</li> <li>○ 本人確認ができる書類 ※ マイナンバーカード、保険証、パスポート等</li> <li>○ 汚損、破損、記載事項変更等、免許証をお持ちの場合は、その運転免許証</li> </ul>	
	※ 警察署で手続をする場合は、申請用写真で新たな免許証を作成しますので、明るく、鮮明な写真を持参してください。	
	<b>【再交付と同時に住所変更等、免許証の記載事項の変更を行う場合】</b> <a href="#">記載事項変更のページ</a> を参照してください。	
手数料	再交付手数料 2,250円	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再交付手続後に、なくした免許証が見つかった場合は、直ちに運転免許センター又は警察署、交番、駐在所に見つかった免許証を提出してください。</li> <li>○ 更新期間に入っている方は、更新手続と同時に再交付申請手続をすることができます。</li> <li>※ 詳細については、<a href="#">更新手続のページ</a>を参照してください。</li> </ul>	

お問い合わせ先

運転免許センター TEL 018-824-3738

または最寄りの警察署（免許受付）まで